

ご契約のしおり(抜粋)

契約概要……………P1 注意喚起情報……………P4 ご契約のしおり(抜粋)……………P7

⚠ この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

ご契約に際しての重要事項 契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。この「契約概要」のほか、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり(抜粋)」についてもご確認ください。詳細につきましては、お申込み後に送付する「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。お申込みにあたって「ご契約のしおり」「約款」の送付を希望される場合は、メディケア生命コールセンター(0120-877809)までご連絡ください。お客さまがご検討中のプランに該当しない内容もございます。ご不明な点などについては、募集代理店までお問い合わせください。

メディフィットRe^{リフ} (正式名称:限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型))

1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-877809
- ホームページ：[メディケア生命](http://www.medicarelife.com/) <http://www.medicarelife.com/>

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- 生命保険契約に関するさまざまなご相談・照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」でお受けしております。この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細は「注意喚起情報」の「生命保険相談所について」をご確認ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

- 所定の3つの告知項目に該当しなければお申し込みいただける、健康に不安のある方を対象とした医療保険です。
 - 傷害や疾病による所定の入院・手術・放射線治療などを一生涯にわたり保障します。
 - 限定告知型先進医療特約を付加することで、先進医療への備えを充実させることができます。
- *被保険者の健康状態のほか、職業・メディケア生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないこともあります。

3 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は以下のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
終身	終身、有期(60歳まで)からお選びいただけます。	月払い	口座振替扱い、クレジットカード扱いからお選びいただけます。(クレジットカード扱いは月払いのみ。)

- *電磁的方法によるお申込みの場合には、お申込みの際の保険料払込回数が制限されることがあります。
- *保険料払込回数が年払い・半年払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合や保険料のお払込免除となった場合には、お払い込みいただいた保険料から経過月数に対応する一括払保険料相当額を差し引いた金額を払い戻します。

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年末満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約当日の前日までとなります。

個人情報の取扱いについての確認事項

1 お客さまの個人情報に関する取扱いについて

当社は、当社または当社委託の募集代理店を通じて取得したお客さまの個人情報を以下の目的達成に必要な範囲で取り扱います。保健医療など特に取扱いに注意を要する個人情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されており、保険業の適切な運営を確保するため業務上必要な範囲で取り扱います。

- ＜個人情報の利用目的＞
- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務

ただし、マイナンバー(個人番号)につきましては、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。

- ・保険取引に関する支払調書作成事務
- ・報酬、料金等の支払調書作成事務
- ・その他、当社が法令に基づいて行う個人番号関係事務等

2 個人情報の共同利用について

当社は、当社グループ会社との間で、別途記載の「個人情報の利用目的」の範囲で個人データを共同利用することがあります。詳細は、当社ホームページ「個人情報保護に関する基本方針」をご確認ください。

3 再保険について

当社では、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、契約内容、健康状態および診断書類等、当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

4 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」*について

当社は、一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」といいます)とともに、保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(以下「保険金等」といいます)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を協会に登録しております。協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、前述の目的のため利用されることがあります。

5 「支払査定時照会制度」*について

当社は、一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます)、協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは取消しの判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」*に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」*に基づき、**[1] 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所 [2] 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内) [3] 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部**について、協会を通じて、照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。

* 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、**一般社団法人生命保険協会ホームページ** (<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

*本文中の「当社」はメディケア生命を指します。

「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」に記載のない、契約日の特例、保険料払込期間(有期(65・80歳まで))の詳細を確認されたい場合は、募集代理店にお問い合わせください。

〈募集代理店〉

〈引受保険会社〉

メディケア生命保険株式会社
住友生命グループ

〒135-0033
東京都江東区深川1-11-12
(メディケア生命コールセンター)

☎0120-877809

<http://www.medicarelife.com/>

16052003(2016.5.9)

2016年5月

4 仕組みについて

主契約

限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型)

- ・災害入院給付金(給付限度の型:60日型)
- ・疾病入院給付金(給付限度の型:60日型)
- ・手術給付金(手術給付金の型:手術Ⅰ型、手術Ⅱ型)
- ・骨髄移植給付金
- ・放射線治療給付金

責任開始日 第1保険年度末(契約日の翌年の契約応当日の前日)



ご要望に応じて付加できる特約

限定告知型先進医療特約

- ・先進医療給付金
- ・先進医療一時給付金

責任開始日 第1保険年度末(契約日の翌年の契約応当日の前日)

*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時^{*2}または告知が行われた時^{*3}のいずれが遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「ご契約の保障が開始される時期について」【第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。】、「ご契約のしおり(抜粋)」の「責任開始期について」をご確認ください。

*お申し込みいただく保険契約の主契約および特約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法によるときは、申込画面)記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

⚠必ずご確認ください

- この保険は、メディケア生命の他の医療保険に比べて、保険料が割増しされています。
- 健康な方に加え、過去に傷害や疾病による入院などをされている方であっても、健康状態について詳細な告知などをさせていただくことにより、保険料の割増しがなく、支払削減期間^{*1}が設定されていないメディケア生命の他の医療保険にご加入いただける場合があります。(ご加入に際し、ご契約に一定の条件がつく場合があります。)
- 支払削減期間^{*1}中に給付金のお支払理由が発生したときは、お支払金額は半額となります。
- 責任開始期前に発病した疾病でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことにより、入院などの必要が生じたときはお支払いの対象となります。ただし、責任開始期前に医師からその入院などを勧められていたときはお支払いの対象となりません。

- *1 支払削減期間は、責任開始日から第1保険年度末(契約日の翌年の契約応当日の前日)までとなります。
- *2 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。
- *3 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

5 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型)(主契約)			
お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
災害入院給付金	不慮の事故による傷害により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。
疾病入院給付金	疾病により1日以上入院されたとき	入院給付日額×入院日数	継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。ただし、がんにより入院された場合は1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。
手術給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けたとき	【入院中の手術】 ＜手術Ⅰ型＞ 基本給付金額×10倍 ＜手術Ⅱ型＞ 基本給付金額×10・20・40倍 【外来の手術】 ＜手術Ⅰ型・Ⅱ型＞ 基本給付金額×5倍	通算限度なし
骨髄移植給付金	疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けたとき	基本給付金額×10倍	通算限度なし
放射線治療給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けたとき	基本給付金額×10倍	通算限度なし 60日に1回のお支払限度

*基本給付金額とは、手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払金額の基準となる金額です。
*支払削減期間中に給付金のお支払理由に該当されたときは、お支払金額は半額となります。支払削減期間は、責任開始日から第1保険年度末(契約日の翌年の契約応当日の前日)までとなります。

主契約における各給付の共通事項について

●責任開始期前に発生した傷害または疾病により入院され、または手術、骨髄移植術もしくは放射線治療を受けた場合は、給付金をお支払いしません。ただし、責任開始期前に発病した疾病(既往症)により入院され、または手術・放射線治療などを受けた場合でも、所定の条件(責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したことなど)を満たせば給付金をお支払いします。(責任開始期前に医師からその入院・手術・放射線治療などを勧められていた場合はお支払いしません。)

災害入院給付金および疾病入院給付金について

●1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
●入院の原因を問わず、災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金、疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
●がんによる入院の場合は、1回の入院のお支払限度を超えてお支払いしません。(支払日数無制限)

手術給付金について

●手術給付金のお支払金額を算出する倍率は、手術給付金の型に応じて下表のとおりです。

【手術Ⅰ型】	
入院中に受けられた手術	基本給付金額×10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額×5倍

【手術Ⅱ型】		
	開頭術・開胸術・開腹術	左記以外
がん・急性心筋梗塞・脳卒中の治療を目的とする入院中に受けられた手術	基本給付金額×40倍	基本給付金額×20倍
上記以外の入院中に受けられた手術	基本給付金額×20倍	基本給付金額×10倍
外来手術(入院外で受けられた手術)	基本給付金額×5倍	

*基本給付金額とは、手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払金額の基準となる金額です。

●同一の日に2つ以上の手術を受けたときでも、重複してお支払いしません。この場合、最も手術給付金のお支払額の高いいずれか1つの手術を受けたものとします。
●医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けたものとみなします。
●医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術について、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、手術を受けた日から60日間については、最も手術給付金のお支払額の高いいずれか1つの手術を受けたものとします。

⚠️ ご注意

<各給付金共通>

- 災害入院給付金・疾病入院給付金のお支払理由が同一の日に重複した場合でも、重複してお支払いしません。
 - 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、骨髄移植給付金または放射線治療給付金のうち、同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。
- <手術給付金について>**
- 以下の手術はお支払いの対象となりません。
 - ・傷の処理(創傷処理、デブリードマン)
 - ・切開術(皮膚、鼓膜)
 - ・抜歯手術
 - ・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
 - ・異物除去(外耳、鼻腔内)
 - ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
 - ・魚の目、タコ手術後縫合(鶏眼・膀胱切除後縫合)
- <骨髄移植給付金について>**
- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺については骨髄移植給付金のお支払いの対象となりません。
- <放射線治療給付金について>**
- 放射線治療給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
 - 血液照射は放射線治療給付金のお支払いの対象となりません。(被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血血液に対して放射線照射を行うものであるためです。)

6 特約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

限定告知型先進医療特約			
お支払いする給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
先進医療給付金	傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額)	先進医療給付金と先進医療一時給付金を通算して2,000万円まで
先進医療一時給付金		5万円	

*支払削減期間中に先進医療による療養を受けられたときは、お支払金額は半額となります。支払削減期間は、責任開始日から第1保険年度末(契約日の翌年の契約応当日の前日)までとなります。

●責任開始期前に発生した傷害または疾病により療養を受けられた場合は、給付金をお支払いしません。ただし、責任開始期前に発病した疾病(既往症)により療養を受けられた場合でも、所定の条件(責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したことなど)を満たせば給付金をお支払いします。(責任開始期前に医師からその療養を勧められていた場合はお支払いしません。)

⚠️ ご注意

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、先進医療給付金・先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の給付対象となっている場合)や、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合は、先進医療給付金・先進医療一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りです。
- 先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
- 先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されても先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

給付金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり(抜粋)」をご確認ください。

7 不慮の事故による保険料のお払込免除については以下のとおりです。

●不慮の事故による傷害により所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

8 配当金・満期保険金はありません。

●この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

9 解約返戻金・死亡保険金については以下のとおりです。

●保険料払込期間が終身の場合および有期で保険料払込期間中の場合は、解約返戻金や死亡保険金はありません。主契約に付加された特約は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。(解約返戻金や死亡保険金をなくし、お求めになりやすい保険料としております。)ただし、主契約については、保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金または死亡返還金があります。

10 法令などの改正に伴うお支払理由の変更については以下のとおりです。

●メディケア生命は、医科診療報酬点数表の改正により手術料の算定対象として定められている手術の種類が変更される場合など、主契約および特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、疾病入院給付金、手術給付金、骨髄移植給付金、放射線治療給付金、先進医療給付金または先進医療一時給付金のお支払理由を変更することがあります。

11 受取人と代理請求制度については以下のとおりです。

●この保険の給付金の受取人は被保険者となります。被保険者が給付金などをご請求できないメディケア生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定された指定代理請求人が、給付金などをご請求することができます。

12 生命保険募集人については以下のとおりです。

●メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

<メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス>



24時間電話健康相談サービス



セカンドオピニオンサービス

提供:ティーベック株式会社

- このサービスは、2016年3月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止する場合があります。
- 詳しくはメディケア生命ホームページ(<http://www.medicarelife.com/>)をご覧くださいか、またはメディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)にお問い合わせください。

特にご注意いただきたい事項 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

特に給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。この「注意喚起情報」のほか、「契約概要」、「ご契約のしおり(抜粋)」についてもご確認ください。詳細につきましては、お申込み後に送付する「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。お申込みにあたって「ご契約のしおり」「約款」の送付を希望される場合は、メディケア生命コールセンター(0120-877809)までご連絡ください。

1 この保険は限定告知型の医療保険です。

必ずご確認ください

- この保険は、メディケア生命の他の医療保険に比べて、保険料が割増しされています。
- 健康な方に加え、過去に傷害や疾病による入院などをされている方であっても、健康状態について詳細な告知などをさせていただくことにより、保険料の割増しがなく、支払削減期間^{*1}が設定されていないメディケア生命の他の医療保険にご加入いただける場合があります。(ご加入に際し、ご契約に一定の条件がつく場合があります。)
- 支払削減期間^{*1}中に給付金のお支払理由が発生したときは、お支払金額は半額となります。
- 責任開始期前に発病した疾病でも、責任開始期以後にその症状が悪化したことにより、入院などの必要が生じたときはお支払いの対象となります。ただし、責任開始期前に医師からその入院などを勧められていたときはお支払いの対象となりません。

- 被保険者の健康状態のほか、職業・メディケア生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないこともあります。

※1 支払削減期間は、責任開始日から第1保険年度末(契約日の翌年の契約応当日の前日)までとなります。

2 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、**これをお支払いすることはできません。**また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**給付金などをお支払いできないことがあります。**

*解除および告知義務違反については「ご契約のしおり(抜粋)」の【告知義務違反について】をご参照ください。

3 ご契約の保障が開始される時期について

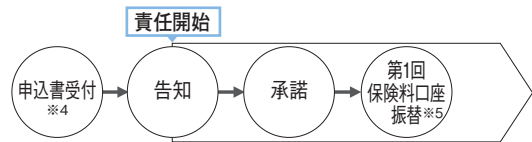
- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時^{*2}または告知が行われた時^{*3}のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
- ※2 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。
- ※3 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

保障の開始について

●生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

保障開始の例

第1回保険料の払込方法が口座振替の場合

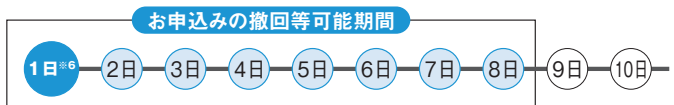


- ※4 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。
- ※5 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

*責任開始期に関する特約が付加されない場合については、「ご契約のしおり(抜粋)」の【責任開始期について】をご参照ください。

4 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回等を行うことができます。(クーリング・オフ制度の適用対象商品です。)

お申込みの撤回等ができる期間



※6 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日

撤回方法について

- 申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)=保険契約の申込日^{*7}または注意喚起情報の交付日^{*8}のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)を行うことができます。お申込みの撤回等は、書面の発行時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりメディケア生命あて送付してください。この場合、書面には以下の事項をご記入ください。

- ①申込者等の氏名
- ②被保険者の氏名
- ③申込者等の生年月日
- ④申込者等の住所
- ⑤申込者等の電話番号
- ⑥保険商品名
- ⑦募集代理店名(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑧クーリング・オフの理由
- ⑨お申込みの撤回等をする旨
- ⑩申込者等ご本人さまによるご署名

お申込みの撤回等があった場合は、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。

※7 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。

※8 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。

ご連絡先	〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 メディケア生命保険株式会社 事務管理部
	お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。 メディケア生命コールセンター 0120-877809 受付時間 月～金: 午前9時～午後7時 土・日: 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

5 給付金などのお支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

給付金などをお支払いできない場合の例

- 責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合
ただし、責任開始期前に発病した疾病(既往症)により入院され、または手術・放射線治療などを受けられた場合でも、所定の条件(責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したことなど)を満たせば給付金をお支払いします。(責任開始期前に医師からその入院・手術・放射線治療などを勧められていた場合はお支払いしません。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、主契約または特約が告知義務違反により解除となった場合または詐欺により取消しとなった場合(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。)
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効となった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。)
- 給付金などの免責事由に該当した場合(例:ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど)

6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

第1回保険料猶予期間満了による無効について

- 第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。
- このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

*第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

7 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効します。万が一失効した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。

失効について

- 保険料払込期中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり(失効)、失効後にお支払理由が発生しても給付金などはお支払いしません。
- 万が一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。
- ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

8 この保険には、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

解約返戻金がない場合

- 保険料払込期間が終身の場合および有期で保険料払込期間中の場合は、解約返戻金はありません。
- 主契約に付加された特約は、保険期間を通じて解約返戻金がありません。

解約返戻金がある場合

- 保険料払込期間が有期である場合、主契約部分について保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金があります。

9 被保険者が死亡されても、死亡保険金のお支払いはありません。

死亡時のお支払いがある場合

- 保険料払込期間が有期である場合、主契約部分について保険料払込期間満了後に死亡されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の死亡返戻金があります。

円滑なご請求のために

- 円滑なご請求のためにも、ご契約者から死亡返戻金受取人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

10 生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります。**
- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが**削減されることがあります。**

生命保険 契約者 保護機構	TEL 03-3286-2820 受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) : 午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/
---------------------	--

11 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

不利益となる点について

- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります**。
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります**。
- 新たなご契約と現在のご契約の保険料計算利率(予定利率)などは異なることがあります。なお、保険料計算利率(予定利率)の低下などにより、保険料が高くなる場合があります。

12 メディケア生命の組織形態について

メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

13 ご請求手続きに際しては、給付金などをめもなくご請求いただくために、複数の給付金などのお支払理由に該当しないかご確認ください。

ご請求されるときには

- お客さまからのご請求に応じて、給付金などをお支払しますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 給付金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の給付金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください**。お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

⚠️ ご注意

- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。

14 被保険者が給付金などをご請求できない場合、被保険者に代わって、ご契約者があらかじめ指定された指定代理請求人が、給付金などをご請求することができます。

指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は給付金などの請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
 - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

円滑なご請求のために

- 給付金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

15 その他お申込みにあたってご確認いただきたい事項について

ご記入について

- 申込書・告知書は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入ください。
 - ご記入後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名してください。
- *電磁的方法によるときは、申込画面・告知画面にご自身でご入力ください。

領収証について

- 第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

16 お申込内容などの確認にお伺いすることがあります。

確認について

- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証やパスポートなどで、ご本人であることを確認させていただきます。

17 生命保険契約に関するさまざまなご相談・照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」でお受けしております。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター

 **0120-877809**

受付時間 月～金: 午前9時～午後7時
土・日: 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

生命保険相談所について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に關する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
 - ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
 - ・なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

ご契約のしおり(抜粋)

「ご契約のしおり(抜粋)」とは、お申込み後に送付する「ご契約のしおり」「約款」の中から、お客さまにとって大切と思われる部分を抜粋した書面です。お申込みにあたって「ご契約のしおり」「約款」の送付を希望される場合は、メディケア生命コールセンター(0120-877809)までご連絡ください。

*お申込みの募集代理店等によってはお取扱いのない主契約の型、特約、保険料の払込回数・払込経路・払込期間等があります。

1 主な保険用語のご説明

う	受取人	給付金などを受け取るのことをいいます。
か	解約返戻金	ご契約を解約された場合などにご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。 (主契約部分):保険料払込期間中の解約返戻金はありません。(保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間満了後は、入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金があります。) (特約部分):解約返戻金はありません。
き	基本給付金額	手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払金額の基準となる金額のことをいいます。
	給付金	入院されたとき、手術を受けられたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
け	契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に応当する日のことをいいます。 特に月単位または半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ月ごとまたは半年ごとの契約日に応当する日を指します。
	契約者	保険会社と保険契約を結ぶ人のことをいいます。契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料支払義務)があります。
	契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいいます。この年齢(契約年齢)は満年齢で計算し、1年末満の端数については切り捨てます。(24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。)この冊子で使用している年齢は、特にお断りのない限り上記の契約年齢に毎年の契約応当日に1歳ずつ加えて計算したものです。
	契約日	契約年齢・保険料などの計算の基準となる日のことをいいます。保険料月払契約の場合は、ご契約の保障が開始される日(責任開始日)の翌月1日を契約日とします。保険料年払・半年払契約の場合は、責任開始日を契約日とします。 (契約日の特例) 保険料月払契約において、責任開始日を契約日とするお取扱いのことをいいます。 お客さまからのお申出があり、会社がこれを承諾したときに取り扱います。
こ	告知義務と告知義務違反	ご契約者または被保険者には、ご契約のお申込みをされるときに、メディケア生命がおたずねすることからについて、正しくお知らせ(告知)いただく必要があります。これを「告知義務」といいます。 おたずねしたことからについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、メディケア生命は「告知義務違反」として、ご契約を解除することがあります。
	告知書	ご契約のお申込みまたは復活に際して、過去の傷病歴・現在の健康状態・職業などについて記入していただく書面のことをいいます。
し	失効	払込期月(保険料をお払い込みいただく期間)を過ぎ、猶予期間内に保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。
	指定代理請求人	被保険者が受取人となる給付金などを、受取人が請求できないメディケア生命所定の事情があるときに備え、給付金などの受取人の代理人として、ご契約者があらかじめ指定された人のことをいいます。
	支払削減期間	給付金の支払額を削減する期間のことをいい、責任開始日から第1保険年度末(契約日の翌年の契約応当日の前日)までとなります。
	支払理由	給付金などが支払われる場合のことをいいます。
	死亡返還金	(保険料払込期間が有期の場合) 保険料払込期間満了後に被保険者が死亡されたときにお支払いするお金(主契約の入院給付日額の10倍相当額)のことをいいます。 (保険料払込期間が終身の場合には、死亡返還金はありません。)
	死亡返還金受取人	被保険者が死亡されたときに、死亡返還金を受け取る人のことをいいます。
	主契約	普通保険約款に記載されているご契約内容のことをいいます。

せ	責任開始期(日)	ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日とします。責任開始期に関する特約が付加されている場合、ご契約のお引受けをメディケア生命が承諾したときには、申込書を受け付けた時(電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時)または告知が行われた時(電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時)のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。責任開始期に関する特約が付加されていない場合、第1回保険料充当金のお払込みが完了しており、かつ、ご契約のお引受けをメディケア生命が承諾したときには、第1回保険料充当金のお払込みが完了した時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
た	第1回保険料充当金	ご契約のお申込みの際にお払い込みいただくお金のことをいい、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。
	第1回保険料の払込期間	第1回保険料をお払い込みいただく期間のことをいい、責任開始日から、その日の属する月の翌々末日までとなります。
	第1回保険料の猶予期間	第1回保険料のお払込みを猶予する期間のことをいい、第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。
て	電磁的方法	電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(例えば、インターネットを利用する方法)のことをいいます。
と	特約	保障内容を更に充実させることなどを目的として、主契約に付加するご契約内容をいいます。
に	入院給付日額	災害入院給付金および疾病入院給付金として入院1日につきお支払いする金額のことをいいます。
は	払込期月	第2回以後の毎回の保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。 保険料月払契約は月単位、保険料半年払契約は半年単位、保険料年払契約は年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までの1か月間となります。ただし、契約日の特例を適用した場合、第2回保険料の払込期月は、責任開始日の属する月の翌月初日から翌々末日までとなります。
	反社会的勢力	暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力のことをいいます。
ひ	日帰り入院	入院日と退院日が同一の日である入院のことをいいます。日帰り入院は、入院基本料のお支払いの有無などを参考に判断します。
	被保険者	生命保険の保障の対象となる人のことをいいます。
ふ	復活	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらかじめ告知をしていただき、健康状態などによっては復活できないこともあります。
ほ	保険証券	入院給付日額などのご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	保険料	ご契約者にお払い込みいただくお金のことをいいます。
	保険料計算利率(予定利率)	保険料を算出するにあたり、将来の資産運用により生まれる利益を予定し、あらかじめ一定の割合で割り引いています。この割引率を保険料計算利率(予定利率)といいます。 なお、保険料は、保険料計算利率の他に予定死亡率、予定事業費率などを用いて計算しており、単に保険料に保険料計算利率を付利して積み立てられるものではありません。
	保険料積立金(責任準備金)	将来の給付金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てておくものをいいます。
	保険料の払込回数	ご契約者に保険料をお払い込みいただく回数をいい、毎月払い込む月払い、年に1回払い込む年払い、半年に1回払い込む半年払いがあります。
	保険料の払込経路	ご契約者に保険料をお払い込みいただく経路をいい、銀行などの金融機関の口座振替によるお払込み、クレジットカードによるお払込みなどがあります。
	保険料払込期間	保険料払込期間とは、ご契約者に保険料をお払い込みいただく期間のことです。 <ul style="list-style-type: none">●有期…保険料のお払込みが一定年齢で満了する方法のことです。●終身…保険料のお払込みが一生涯にわたっている方法のことです。
め	免責事由	メディケア生命は、ご契約成立後、被保険者の入院などのお支払理由に対して給付金などをお支払いする義務がありますが、例外としてその義務を免れる特定の事由のことをいいます。
や	約款	ご契約者とメディケア生命とのご契約内容を記載したものをいいます。
ゆ	猶予期間	第2回以後の保険料のお払込みを猶予する期間のことをいいます。 保険料月払契約は払込期月の翌月初日から末日まで、保険料年払・半年払契約は払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日までとなります。

2 契約日の特例について

- 保険料月払契約において、責任開始日を契約日とする取扱いをいいます。普通保険約款第3条に基づき、責任開始日を契約日とすることについて、お客さまからのお申出があり、メディケア生命がこれを承諾したときに取り扱います。
*普通保険約款第3条(保険料月払契約の契約日の特例)
前条第2項*¹にかかわらず、保険料月払契約の締結の際、保険契約者から会社の責任開始の日を契約日とすることについて申出があり、会社がこれを承諾したときは、会社の責任開始の日を契約日とします。
※1 第2条(会社の責任開始期)
②契約日は、払込方法(回数)に応じて次のとおりとします。

払込方法(回数)	契約日
月払い	会社の責任開始の日の属する月の翌月1日
半年払い	会社の責任開始の日
年払い	

3 保険料のお払込みについて

- お払込みには次のような方法があります。保険料は、第1回保険料の払込期間または払込期月中にメディケア生命へお払い込みください。

保険料の払込回数について

払込回数	内容
月払い	毎月、保険料をお払い込みいただく方法です。
年払い	毎年1回、1年分の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。
半年払い	半年に1回、半年分の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。

第1回保険料の払込期間および猶予期間

- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約*²の第1回保険料の払込期間および第1回保険料の猶予期間は、次のとおりとします。
- 第1回保険料の猶予期間内に第1回保険料のお払込みがないと、ご契約は無効*³となります。

払込回数	第1回保険料の払込期間	第1回保険料の猶予期間
月払い	責任開始日からその日の属する月の翌々月末日まで	第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日まで
年払い		
半年払い		

- ※2 責任開始期に関する特約が付加されない場合についてはP10をご参照ください。
- ※3 【第1回保険料の猶予期間満了によるご契約の無効について】P9をご参照ください。

第2回以後の保険料の払込期および猶予期間

- 第2回以後の保険料の払込期および猶予期間は、次のとおりとします。
- 猶予期間内に第2回以後の保険料のお払込みがないと、ご契約は失効*⁴となります。

払込回数	払込期	猶予期間
月払い	契約日の月単位の応当日(応当日がないときは、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで(契約日の特例を適用した場合、第2回保険料の払込期は、責任開始日の属する月の翌月初日から翌々月末日までとします。)	払込期の翌月初日から末日まで
年払い	契約日の年単位の応当日の属する月の初日から末日まで	払込期の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで
半年払い	契約日の半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで	(払込期の契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。)

- ※4 【ご契約の失効について】P9をご参照ください。

保険料の払込経路について

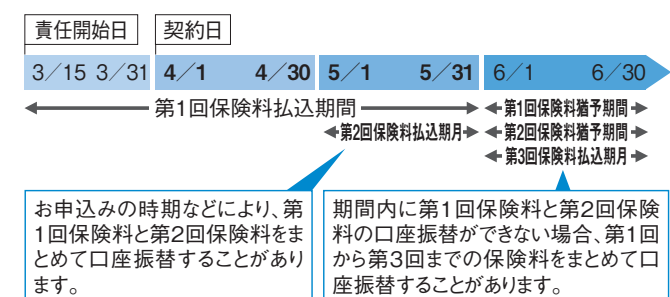
払込経路	内容
口座振替扱い 月払い 年払い 半年払い	銀行などの金融機関の口座振替によりお払い込みいただく方法です。 ・メディケア生命と提携している銀行などのうち、ご契約者が指定された口座から自動的に保険料がメディケア生命に振り込まれます。 ・口座からの振替は毎月のメディケア生命が定めた日(現在(2016年3月)は27日、提携している銀行などが休日のときは翌営業日)に行いますので、振替日の前日までにお払込額をご準備ください。
クレジットカード扱い 月払い	クレジットカードをご利用いただくことで、保険料を決済する方法です。 ・保険料は毎月のメディケア生命が定めた日にクレジットカード会社より払い込まれます。なお、クレジットカード会社にお届けの口座からの振替日は、各クレジットカード会社によって異なります。

*月払い・口座振替扱いの契約において、メディケア生命の承諾を得て、当月分以降12か月分以内の保険料を一括してお払い込みいただくことが可能です。

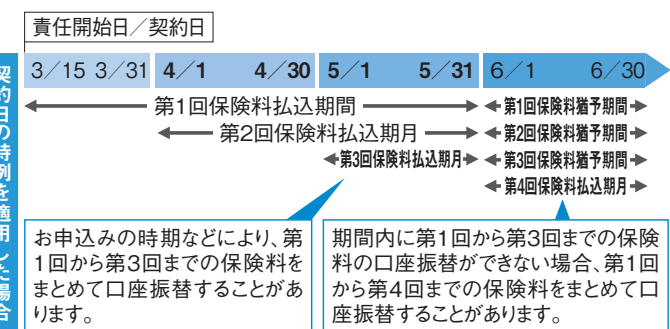
保険料の振替などができなかった場合のお取扱いについて

払込経路	内容
口座振替扱い 月払い 年払い 半年払い	振替日に振り替えできず、そのまま第1回保険料の払込期間または払込期を経過した場合は、以下のとおりとなります。 <月払契約の場合> 翌月の振替日に2か月分の保険料を振り替えます。 *第1回保険料から第3回保険料(図①)(契約日の特例を適用した場合は第4回保険料(図②))までのお取扱いについては、下図をご参照ください。 <年払契約・半年払契約の場合> 翌月の振替日に再度、年払・半年払の保険料を振り替えます。
クレジットカード扱い 月払い	クレジットカードの解約などにより、メディケア生命とクレジットカード会社間の決済日に決済できず、そのまま第1回保険料の払込期間または払込期を経過した場合は、猶予期間内にメディケア生命がご案内する方法で保険料をお払い込みください。

<図①>



<図②>



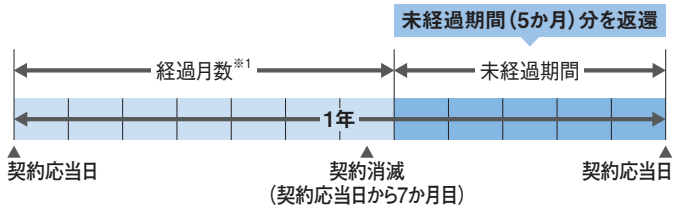
保険料の払込回数・払込経路の変更について

- 保険料の払込回数・払込経路の変更を希望される場合は、メディケア生命コールセンターまでお申し出ください。メディケア生命所定の事務手続きを経て、新たな払込回数・払込経路に変更させていただきます。

年払契約・半年払契約の消滅時の保険料のお取扱いについて

- ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合や保険料のお払込免除となった場合には、お払い込みいただいた保険料から経過月数に対応する一括払保険料相当額を差し引いた金額を払い戻します。

(例)年払契約が途中で消滅した場合



- ※1 経過月数とは、払込期月の契約応当日からその日を含めて保険契約の消滅等が発生した日までの月数のことをいいます。(1か月未満の端数は切り上げ)

第1回保険料の猶予期間満了によるご契約の無効について

- 第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効*²となります。この場合、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。
- ※2 無効とは、ご契約の効力が当初からなくなることをいい、責任開始期にさかのぼって保障がなくなります。

⚠️ ご注意

このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。*³

- ※3 【責任開始期について】P10をご参照ください。

4 ご契約の失効について

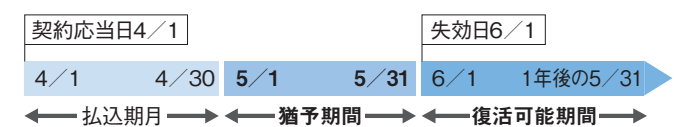
- 第2回以後の保険料については、猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり(失効)、失効後にお支払理由が発生しても給付金などはお支払いしません。

ご契約の復活について

- 万が一ご契約が失効した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。
- 復活のお手続きに際し、健康状態などについて告知していただき、延滞した保険料を一括でお払い込みいただけます。
- メディケア生命が復活を承諾した場合には、延滞した保険料のお払込みおよび告知が完了した時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。なお、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。

猶予期間と失効・復活の関係

例:月払契約(契約応当日が4/1)の場合



例:年払契約・半年払契約(契約応当日が4/15)の場合



保険料のお払込みが困難になられたときは

- 入院給付日額等を減額、または特約を解約することで、以後の保険料のご負担を軽くすることができます。保険料のお払込みが困難になられたときは、メディケア生命コールセンターにご相談ください。

⚠️ ご注意

この保険には保険料のお立替え(保険料のお払込みがないときに、メディケア生命が自動的に保険料を立て替えてご契約を有効に続ける方法)のお取扱いはありません。

5 健康状態・職業などの告知について

告知について

- ご加入にあたっては、告知書(電磁的方法によるときは、告知画面)などでおたずねすることについて、事実をありのままに正しくお知らせ(告知)ください。

告知義務について

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、現在の職業などメディケア生命が告知書でおたずねすることについて、事実をありのままに正しくお知らせ(告知)ください。

告知受領権について

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は生命保険会社にあります。生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含みます)には告知を受領する権限はありません。
- 生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知の方法

- 所定の告知書に被保険者ご自身でありのままをご記入ください。*⁴
- ※4 電磁的方法によるときは、告知画面に被保険者ご自身でありのままをご入力ください。

告知内容などのご確認

- メディケア生命またはメディケア生命で委託した担当者が、ご契約のお申込みの際にご契約成立後、お申込内容や告知内容について確認させていただく場合があります。
- また、給付金および保険料払込免除などのご請求に際しても確認させていただくことがあります。この場合、給付金などのお支払いの可否および保険料払込免除のお取扱いの可否については、確認後に決定させていただきます。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、メディケア生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- 責任開始日(復活の場合は復活日)から2年を経過していても、給付金などのお支払理由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。**

ご契約を解除した場合

- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する理由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
- ご契約を解除する場合で、すでに給付金などをお支払いしていたときは、その返還を請求します。また、すでに保険料のお払込みを免除していたときは、お払込みを免除しなかったものとして。
- ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。

告知にあたって

- 告知にあたり、生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含みます)が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、メディケア生命はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、メディケア生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、メディケア生命はご契約または特約を解除することができます。

告知義務違反による解除以外で給付金などをお支払いできない例

- 例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡する危険性が極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、「詐欺による取消し」を理由として、給付金などをお支払いできないことがあります。
- この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後も取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

⚠️ ご注意

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討の場合、一般の契約と同様に告知義務があります。
 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合についても「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反によりご契約を解除することがあります。
 ・また、新たなご契約の締結に際しての詐欺行為を理由として、ご契約を取消しとすることがあります。
 ・よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除または取消しとなることもありますので、ご注意ください。

6 責任開始期について

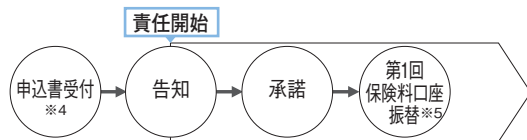
- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時^{※1}または告知が行われた時^{※2}のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
 - 第1回保険料が第1回保険料の猶予期間までに払い込まれない場合は、保険契約は無効^{※3}となります。保険契約が無効となった場合、責任開始日にさかのぼって保障がなくなります。
- *第1回保険料の払込期間および猶予期間についてはP8をご参照ください。
- ※1 電磁的方法によるときは、お申込みに必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。
- ※2 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。
- ※3 【第1回保険料の猶予期間満了によるご契約の無効について】P9をご参照ください。

保障の開始について

- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

保障開始の例

第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



- ※4 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。(電磁的方法によるときは、お申込みに必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。)
- ※5 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は、「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、「第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

責任開始期に関する特約が付加されない場合

- 責任開始期に関する特約が付加されない場合、第1回保険料充当金のお払込みが完了しており、かつ、ご契約のお引受けをメディケア生命が承諾したときは、第1回保険料充当金のお払込みが完了した時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。

第1回保険料充当金のお払込みが完了した時とは

- ・第1回保険料充当金が金融機関などのメディケア生命の指定する口座への送金により払い込まれた場合は、口座に着金した時となります。
- ・第1回保険料充当金が金融機関などの口座振替により払い込まれた場合は、口座からの振替が完了した時となります。
- ・第1回保険料充当金がクレジットカードで払い込まれた場合は、メディケア生命がクレジットカードに関する情報を受け付け、指定カードが有効であることおよび第1回保険料が利用限度額内であることなどの確認が完了した時となります。

7 給付金などをお支払いできない場合について

- 以下のいずれかに該当するときは、給付金などをお支払いできません。

①お支払理由に該当しない場合

- 給付金などは、約款に定めるお支払理由に該当しない場合にはお支払いできません。

給付金などの名称	お支払理由などに該当しない例
災害入院給付金 疾病入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・入院日数が約款に定める継続した1回の入院に対する支払限度日数または通算支払限度日数を超過した部分(がんによる入院については、1回の入院に対する支払限度日数および通算支払限度を超過してお支払いします。) ・入院先が約款に定める医療機関ではない場合 ・傷害または疾病の治療を目的としていない場合(人間ドックなどが該当例です。)
手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・医科診療報酬点数表において手術料の算定対象とならない場合(持続的胸腔ドレナージや胃持続ドレナージなどが該当例です。(2016年3月現在の制度によります。)) ・お支払いの対象外となる手術^{※6}を受けられた場合 <p>※6 お支払いの対象外となる手術については「契約概要」の「手術給付金について」をご参照ください。</p>
骨髄移植給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ドナー(骨髄提供者)の「移植骨髄芽刺」
放射線治療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療給付金が支払われる直前の放射線治療の日からその日を含めて60日以内に放射線治療を受けられた場合 ・輸血血液に対する「血液照射」
先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省告示に基づいて厚生労働大臣が定める先進医療による療養に該当しない場合 ・先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において療養を受けられた場合 ・医療機関などの負担により、先進医療にかかわる技術料(被保険者の自己負担額)が0円の場合
先進医療一時給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省告示に基づいて厚生労働大臣が定める先進医療による療養に該当しない場合 ・先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において療養を受けられた場合 ・医療機関などの負担により、先進医療にかかわる技術料(被保険者の自己負担額)が0円の場合 ・先進医療一時給付金が支払われる直前の療養の日からその日を含めて60日以内に療養を受けられた場合 <p>*同一の先進医療を、60日を超えて受療された場合は1回のみお支払いします。(同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。)</p>

②免責事由に該当する場合

- 給付金などは、お支払理由や保険料のお払込免除の理由に該当されていても、免責事由に該当されたときはお支払いできません。

給付金などの名称	約款に定める免責事由
災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金 骨髄移植給付金 放射線治療給付金 先進医療給付金 先進医療一時給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者またはご契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)*1 <p>※1 先進医療給付金・先進医療一時給付金を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
死亡返還金	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者(または死亡返還金受取人)の故意
所定の高度障害状態に該当したことによる保険料払込免除	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者またはご契約者の故意 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱
所定の障害状態に該当したことによる保険料払込免除	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者またはご契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

③責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因とする場合は、原則として給付金などをお支払いしません。責任開始期前に発病した疾病については、所定の条件(責任開始期以後にその疾病の症状が悪化したことなど)によりお支払いできる場合があります。

④告知義務違反による解除の場合

- 告知していただいた内容が事実と相違していたため、ご契約が解除された場合、給付金などのお支払理由が発生していてもお支払いはできません。(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。)

⑤第1回保険料が払い込まれないまま猶予期間が満了したことによる無効の場合

- 第1回保険料が保険料払込みの猶予期間内に払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始日にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。

⑥ご契約が失効した場合

- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失っている間(失効している間)に給付金などのお支払理由が発生しても給付金などをお支払することはできません。

⑦詐欺による取消しや不法取得目的による無効の場合

- ご契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結または復活が行われた場合には、その保険契約を取り消し、すでに受け取った保険料は払い戻しません。
- ご契約者が給付金などを不法に取得する目的または他人に給付金などを不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときは、その保険契約を無効とし、すでに受け取った保険料は払い戻しません。

⑧重大事由による解除の場合

- 重大事由に該当しご契約が解除された場合、重大事由の発生時以後に生じたお支払理由による給付金などのお支払いはできません。

重大事由とは

- 重大事由とは、以下の①～④のことをいいます。
 - ①ご契約者、被保険者または死亡返還金受取人などがご契約の給付金などを詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき
 - ②給付金などの請求に関し、その給付金などの受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
 - ③ご契約者、被保険者または死亡返還金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力^{※2}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{※3}を有していると認められるとき
 - ※2 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - ※3 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、ご契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
 - ④上記①②③の他、ご契約者、被保険者または死亡返還金受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由があるとき
- *上記の事由の発生以後に給付金などのお支払理由が生じたときは、メディケア生命は給付金などのお支払いを行いません。また、すでに給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

8 ご契約に際して

- ご契約者、被保険者、受取人の関係や給付金額などによっては、ご契約をお引受けできないことがありますので、あらかじめご了承ください。

犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認について

- メディケア生命では、犯罪収益移転防止法に基づいて、所定の手続きの際に本人特定事項等を確認させていただく場合があります。また、マネー・ローンダリングのリスクの高い取引(なりすましや偽りの疑いがある取引等)の場合、本人特定事項等を通常の取引よりも厳格な方法で確認し、ならびに、資産および収入の状況(200万円を超える財産の移転を伴う取引のみ)を確認させていただく場合があります。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
- <確認事項>
- ・本人特定事項(ご契約者の氏名、住所、生年月日等)
 - ・取引を行う目的・職業または事業の内容
- なお、確認させていただいた本人特定事項等に変更があった際は、メディケア生命までご連絡ください。